

「鹿児島県周産期医療協議会設置要綱」の改正等について （「鹿児島県周産期医療協議会」の改組について）

1 改正等の理由

- ・ 医療計画に係る国指針『小児医療の体制構築に係る指針』において、「都道府県は、小児医療体制の整備に関する協議を行うため、小児医療の提供体制を整備・推進する上で重要な関係を有する者を構成員として、小児医療に関する協議会を設置するものとする。なお、適切な既存の協議の場がある場合にあつては、当該既存の協議の場を活用することで差し支えない。」とされている。
- ・ 本県においては、小児医療に関する協議会は設置していないところだが、鹿児島県周産期医療協議会において、これまでも小児医療に係る機関から推薦をいただき委員を委嘱している。また、周産期医療に関する事項と併せて、小児医療に関する事項についても協議事項としており、専門的知見を有する委員により協議いただいている。
- ・ なお、第8次医療計画等に関する検討会において、周産期医療と小児医療とは強く結びつく必要があるため、「周産期医療に関する協議会」と「小児医療に関する協議会」との合同開催等を通じ、互いの情報連携を進める必要がある、との意見が出されている。
- ・ 以上のことから、鹿児島県周産期医療協議会を周産期医療と小児医療を一体的に協議する場として改組を行うことに伴い、鹿児島県周産期医療協議会設置要綱を改正することとしたい。
- ・ また、第8次医療計画等に関する検討会における「協議会の構成員に、地域の実情に応じ歯科医師、薬剤師、保健師等必要な職種その他の関係者の参画を検討する。」との意見も踏まえ、県としては協議会の構成員として県歯科医師会及び県薬剤師会も追加することとしたい。

2 改正等の内容

（1）要綱の改正案

	変更案	現行
名称	鹿児島県周産期・ 小児 医療協議会	鹿児島県周産期医療協議会
趣旨	本県における 総合的な周産期医療体制 及び小児医療体制 を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図ることを目的として、鹿児島県周産期・ 小児 医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。	妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図ることを目的として、鹿児島県周産期医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

協議事項	<p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。</p> <p>(1) 周産期・小児医療体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 周産期・小児医療情報システムに関する事項</p> <p>(3) 周産期・小児医療関係者の研修に関する事項</p> <p>(4) 周産期・小児医療体制整備についての調査に関する事項</p> <p>(5) その他周産期・小児医療体制の整備に関し必要な事項</p>	<p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。</p> <p>(1) 周産期医療体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 周産期医療情報システムに関する事項</p> <p>(3) 周産期医療関係者の研修に関する事項</p> <p>(4) 周産期医療体制整備についての調査に関する事項</p> <p>(5) その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項</p>
------	--	--

(2) 委員の追加案

	変更案	現行
委員	委員数： 20 名 「 鹿児島県歯科医師会 」及び「 鹿児島県薬剤師会 」から 推薦された委員の追加	委員数：18名

参考（今後の予定）

- ・ 医療計画に係る国指針において、周産期医療・小児医療に関する協議会では、医療計画及び医師確保計画の策定に関する事項について協議するものとされているところ。
- ・ 本県の保健医療計画及び医師確保計画については、両計画ともに計画期間が令和5年度末までとなっていることから、令和5年度中に本協議会において新しい計画に関する協議を行う必要がある。
- ・ 現時点における第8次保健医療計画等の策定スケジュールは以下のとおり。

年度	時期	内 容	保健医療計画等全体の予定（案）
令和4年度	1月	周産期医療協議会 ・ 設置要綱の改正，委員の追加 ・ R5スケジュールの検討	
	3月		計画見直しに関する国指針等決定

年度	時期	内 容	保健医療計画等全体の予定（案）
令和 5年度	4月～6月	・現状と課題の抽出，施策の方向 性検討	
	7月～8月	第1回周産期・小児医療協議会 ・保健医療計画及び医師確保計画 （骨子案）検討	第1回保健医療計画策定委員会 第1回地域医療対策協議会
	10月～12月	第2回周産期・小児医療協議会 ・保健医療計画及び医師確保計画 （素案）検討 ・数値目標の設定	第2回保健医療計画策定委員会 第2回地域医療対策協議会（書面開催） 県医師会等関係団体への意見聴取
	1月～3月	第3回周産期・小児医療協議会 ・保健医療計画及び医師確保計画 （案）確認	パブリックコメント 第3回保健医療計画策定委員会 第3回地域医療対策協議会 医療審議会

改 正 案	現 行	備 考
<p>鹿児島県周産期・<u>小児</u>医療協議会設置要綱</p> <p>(趣 旨)</p> <p>第1条 妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、<u>本県における</u>総合的な周産期医療体制及び<u>小児医療体制</u>を整備し、安心して子どもを生育できることのできる環境づくりの推進を図ることを目的として、鹿児島県周産期・<u>小児</u>医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。</p> <p>(1) 周産期・<u>小児</u>医療体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 周産期・<u>小児</u>医療情報システムに関する事項</p> <p>(3) 周産期・<u>小児</u>医療関係者の研修に関する事項</p> <p>(4) 周産期・<u>小児</u>医療体制整備についての調査に関する事項</p> <p>(5) その他周産期・<u>小児</u>医療体制の整備に関し必要な事項</p> <p>第3条～第8条 省略</p> <p><u>附則</u> この要綱は、令和5年 月 日から施行する。</p>	<p>鹿児島県周産期医療協議会設置要綱</p> <p>(趣 旨)</p> <p>第1条 妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生育できることのできる環境づくりの推進を図ることを目的として、鹿児島県周産期医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。</p> <p>(1) 周産期医療体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 周産期医療情報システムに関する事項</p> <p>(3) 周産期医療関係者の研修に関する事項</p> <p>(4) 周産期医療体制整備についての調査に関する事項</p> <p>(5) その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項</p> <p>第3条～第8条 省略</p>	<p>協議会名称の変更</p> <p>小児医療に関する事項の追加</p> <p>同上</p>

小児医療の体制構築に係る指針（令和2年4月13日） 抜粋

第2 医療体制の構築に必要な事項

1 都道府県における小児医療体制の整備

(1) 小児医療に関する協議会

① 小児医療に関する協議会の設置

都道府県は、小児医療体制の整備に関する協議を行うため、小児医療の提供体制を整備・推進する上で重要な関係を有する者を構成員として、小児医療に関する協議会を設置するものとする。小児医療体制を整備・推進する上で重要な関係を有する者とは、例えば、保健医療関係機関・団体の代表、小児医療を実施する中核的な施設や地域の一次医療施設等の医師・看護師その他の医療従事者、医育機関関係者、消防関係者、学識経験者、都道府県・市町村の代表、住民等のことをいうものであり、地域の实情に応じて選定する。なお、小児医療体制について協議するに当たり、適切な既存の協議の場が他にある場合にあっては、当該既存の協議の場を活用することで差し支えない。

② 協議事項

小児医療に関する協議会は、次に掲げる事項について、必要に応じて年に複数回、協議を行うものとする。またその内容について、都道府県は住民に対して情報提供を行うものとする。なお、小児患者の搬送及び受入れ、災害対策等、他事業・疾患との連携を要する事項については、小児医療に関する協議会と、メディカルコントロール協議会、消防防災主管部局等の関連団体や各事業の行政担当者と連携し、地域の实情に応じて、実施に関する基準等を協議するものとする。

ア 小児医療体制に係る調査分析に関する事項

イ 医療計画（小児医療）の策定に関する事項

ウ 小児科の医師確保計画の策定に関する事項

エ 小児患者の搬送及び受入れ（県域を越えた搬送及び受入れを含む。）、小児の死亡や重篤な症例に関する事項

オ 他事業との連携を要する事項（救急医療、災害医療、精神疾患、歯科疾患等の小児期に合併する疾患に関する医療等）

カ 小児医療関係者に対する研修に関する事項

キ その他、特に検討を要する事例や小児医療体制の整備に関し必要な事項

周産期医療の体制構築に係る指針（令和2年4月13日） 抜粋

第2 医療体制の構築に必要な事項

1 都道府県における周産期医療体制の整備

(1) 周産期医療に関する協議会

① 周産期医療に関する協議会の設置

都道府県は、周産期医療体制の整備に関する協議を行うため、周産期整備指針に規定していた周産期医療協議会を継続させる等により、周産期医療の提供体制を整備・推進する上で重要な関係を有する者を構成員として、周産期医療に関する協議会を設置するものとする。周産期医療体制を整備・推進する上で重要な関係を有する者とは、例えば、保健医療関係機関・団体の代表、中核となる周産期母子医療センターや地域の一次医療施設等の医師・助産師等看護職及びその他の医療従事者、医育機関関係者、消防関係者、学識経験者、都道府県・市町村の代表、住民等のことをいうものであり、地域の実情に応じて選定する。なお、周産期医療体制について協議するに当たり、適切な既存の協議の場が他にある場合にあっては、当該既存の協議の場を活用することで差し支えない。

② 協議事項

周産期医療に関する協議会は、次に掲げる事項について、必要に応じて年に複数回、協議を行うものとする。またその内容について、都道府県は住民に対して情報提供を行うものとする。なお、周産期搬送、精神疾患を含む合併症を有する母体や新生児の受入れ、災害対策など、他事業・疾患との連携を要する事項については、周産期医療に関する協議会と、メディカルコントロール協議会、消防防災主管部局等の関連団体や各事業の行政担当者と連携し、地域の実情に応じて、実施に関する基準等を協議するものとする。

ア 周産期医療体制に係る調査分析に関する事項

イ 医療計画（周産期医療）の策定に関する事項（第6次医療計画までの周産期医療体制整備計画の内容を含む。）

ウ 母体及び新生児の搬送及び受入れ（県域を越えた搬送及び受入れを含む。）、母体や新生児の死亡や重篤な症例に関する事項

エ 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに関する事項

- オ 周産期医療情報センター（周産期救急情報システムを含む。）に関する事項
- カ 搬送コーディネーターに関する事項
- キ 他事業等との連携を要する事項（救急医療、災害医療、精神疾患、歯科疾患等の周産期に合併する疾患に関する医療等）
- ク 地域周産期医療関連施設等の周産期医療関係者に対する研修に関する事項
- ケ 産科・小児科の医師確保計画の策定に関する事項（新生児医療を担う医師の確保を含む。）
- コ 産科及び産婦人科と産科及び産婦人科以外の診療科との連携体制に関する事項
- サ その他、特に検討を要する事例や周産期医療体制の整備に関し必要な事項

第8次医療計画等に関する検討会（令和4年12月28日）における意見抜粋

（4）周産期医療

（周産期医療に関する協議会）

- 構成員には、地域の周産期医療に携わる医師の他、助産師等看護職を含むことを基本とする。また、妊婦のメンタルヘルスケアに携わる人材や消防関係者の参画を検討する。さらに、地域の実情に応じ歯科医師、薬剤師、保健師等必要な職種その他の関係者の参画を検討する。
- 将来的な医療の質の向上、安全性の確保のために、周産期医療の知識及び技術を指導する人材の育成等について検討する。
- 周産期医療については、出生後の児を円滑に小児医療につなげる観点から、小児医療と強く結びつく必要があるため、「周産期医療に関する協議会」と「小児医療に関する協議会」との合同開催等を通じ、互いの情報連携を進める。
- 医療と母子保健等との連携を推進する観点から、保健福祉部局の担当者の参画を通じて、市町村が行っている保健・福祉等の支援策についての情報共有を図り、母子に対して切れ目ない支援を進める。
- 協議会は少なくとも年1回、必要な場合は年に複数回、定期又は臨時で開催するものとする。また、必要に応じオンラインで開催する。

（5）小児医療（小児救急医療を含む。）

（小児医療に関する協議会）

- 構成員には、地域の小児医療に携わる医師、看護師を含むことを基本とし、周産期医療との連携の観点から助産師の参画を検討する。また、医療的ケア児や被虐待児等福祉が必要な児の成育に関する必要な対策を検討する観点から、児童福祉関係者や学校・教育関係者の参画を検討する。さらに、地域の実情に応じ歯科医師、薬剤師、保健師等必要な職種その他の関係者の参画を検討する。
- 小児の外傷、熱傷等小児科以外の診療科と連携が必要な領域を含む、小児医療に関する事項についても幅広く協議する。
- 小児医療については、出生後の児を円滑に周産期医療から引き継ぐ観点から、周産期医療と強く結びつく必要があるため、「小児医療に関する協議会」と「周産期医療に関する協議会」との合同開催等を通じ、互いの情報連携を進める。
- 協議会は少なくとも年1回、必要に応じて年に複数回、定期又は臨時で開催する。また、必要に応じオンラインで開催する。

協議会設置要綱

(1) 周産期・小児医療体制の整備に関する事項

(2) 周産期・小児医療情報システムに関する事項

(3) 周産期・小児医療関係者の研修に関する事項

(4) 周産期・小児医療体制整備についての調査に関する事項

(5) その他周産期・小児医療体制の整備に関し必要な事項

周産期医療の体制構築に係る指針

イ 医療計画（周産期医療）の策定に関する事項（第6次医療計画までの周産期医療体制整備計画の内容を含む。）

ウ 母体及び新生児の搬送及び受入れ（県域を越えた搬送及び受入れを含む。）、母体や新生児の死亡や重篤な症例に関する事項

エ 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに関する事項

キ 他事業等との連携を要する事項（救急医療、災害医療、精神疾患、歯科疾患等の周産期に合併する疾患に関する医療等）

ケ 産科・小児科の医師確保計画の策定に関する事項（新生児医療を担う医師の確保を含む。）

コ 産科及び産婦人科と産科及び産婦人科以外の診療科との連携体制に関する事項

ク 母体及び新生児の搬送及び受入れ（県域を越えた搬送及び受入れを含む。）、母体や新生児の死亡や重篤な症例に関する事項

カ 周産期医療情報センター（周産期救急情報システムを含む。）に関する事項

キ 搬送コーディネーターに関する事項

ク 地域周産期医療関連施設等の周産期医療関係者に対する研修に関する事項

ア 周産期医療体制に係る調査分析に関する事項

サ その他、特に検討を要する事例や周産期医療体制の整備に関し必要な事項

小児医療の体制構築に係る指針

イ 医療計画（小児医療）の策定に関する事項

ウ 小児科の医師確保計画の策定に関する事項

エ 小児患者の搬送及び受入れ（県域を越えた搬送及び受入れを含む。）、小児の死亡や重篤な症例に関する事項

オ 他事業等との連携を要する事項（救急医療、災害医療、精神疾患、歯科疾患等の小児期に合併する疾患に関する医療等）

エ 小児患者の搬送及び受入れ（県域を越えた搬送及び受入れを含む。）、小児の死亡や重篤な症例に関する事項

カ 小児医療関係者に対する研修に関する事項

ア 小児医療体制に係る調査分析に関する事項

キ その他、特に検討を要する事例や小児医療体制の整備に関し必要な事項